

「浦安市みどりを育てる条例」の一部改正（素案）概要

これまでの経緯

■ 昭和53年「浦安市みどりを育てる条例」制定
第2期埋立事業を進めている中、今後の開発等により、みどりを新たに創り出していくことを目的として制定

■ 昭和56年 条例の一部改正
条例内容の変更はなく、市制施行に伴い表記を「浦安町」から「浦安市」に改正

■ 現在
(制定から40年以上経過)

埋立事業から40年以上が経過し、新浦安周辺の基盤整備から様々な開発は概ね完了した

昭和50年 第2期埋立施工中

令和6年

改正の理由

本市は、まちを開発していく「発展期」から、まちを維持・更新していく「成熟期」へ移行を迎えており、それに伴い少子高齢化が進展し、今後、地域課題が多様化していくことが見込まれています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、みどりを地域の資源と捉え、効果的な配置と機能の向上を図り、みどりを活かしたまちづくりを進めるため改正を行うものです。

(※下記に記載の改正の内容のほか、文言など所要の変更も行います。)

改正の内容

● 条例名称の変更

「浦安市みどりを育てる条例」 → 「浦安市みどりの条例」

・ 社会情勢の変化を踏まえ、みどりの育成に加えて、みどりの創出、保全を一体的に推進していく必要があることから、これらを総称する条例名称に変更

● 目的の変更

第1条 この条例は、市と住民が一体となつて、積極的にみどり(樹木をいう。)を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図ることを目的とする。

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となつて、みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現することを目的とする。

・ 現行の条例では、当時のまちづくりの基本目標であった「緑あふれる海浜都市」の建設を図ることを目的として規定していますが、社会情勢の変化を踏まえて目的を変更
・ みどりに関する空間的なつながり(ハード面)と人的なつながり(ソフト面)の両面において、ネットワーク化を図り「みどりでつながるまちを実現すること」を目的として規定

● 「定義」の規定追加

規定なし → 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) みどり 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。
(2) 市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。

・ 条例を正しく解釈し、運用していくため、「みどり」及び「市民」について対象を明確化する必要があることから、新たに規定を追加

● 責務の変更

(責務) 第2条
2 住民は、自己の所有又は管理する土地の緑化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。
4 開発行為者は、その事業活動に当たつて、みどりの保護と緑化の推進のため、別に定める基準により、適切な措置を講ずるものとする。

(責務) 第3条
2 市民は、自己の所有し、又は管理する土地の緑化及びその適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。
4 削除

・ 住宅地など、今後も良好なみどりの保全を図るため、適正な管理が必要になることから、第2項を変更
・ 「浦安市宅地開発事業等に関する条例」において、事業者(開発行為者)の責務が規定されていることから第4項を削除

● 「市民及び事業者との連携協力」の規定追加

規定なし → 第4条 市、市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、適切な役割分担の下、連携協力を図るものとする。

・ 緑化活動団体の状況や関係法令の改正などを踏まえ、みどりでつながるまちの実現に向け市、市民及び事業者が、適切な役割分担を確認しながら、連携協力を図る必要があることから、新たに規定を追加

● 「市の花」の追加

第4条 市の木は、「イチョウ」とする。

→

第6条 市の木は「イチョウ」とし、市の花は「ツツジ」とする。

・ 昭和45年に「イチョウ」が町の木に選定され、条例に規定されましたが、昭和56年に選定された市の花の「ツツジ」は、規定されなかったため、「市の花」として追加

